

チュニジア
特許令(登録)

特許国家登録簿の維持及び同登録簿への記入に係る手続を定める

2001年1月23日の命令 No. 2001-328

施行：2001年1月30日

目次

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第1条

すべての特許出願又は特許に関して、下記を特許国家登録簿（以下「登録簿」という）に記入するものとする。

(1) 次に掲げる事項：

- 出願人が自然人である場合：姓名，国籍及び宛先；
- 出願人が法人である場合：商号，法的形式，国籍，その法定代理人の宛先；
- 選任されている場合は，代理人の名称及び宛先。

上記事項に影響を及ぼすすべての変更も同様に登録簿に記入するものとする。

(2) 特許出願又は特許及びそれらの存続又は範囲に影響を及ぼすその後のすべての行為。

(3) 特許出願の所有権が主張される場合の申立並びに付与手続の停止及び再開。

(4) 譲渡，移転，ライセンス許諾，質権の設定若しくは請戻し又は差押及びその確認若しくは解除等の，特許出願若しくは特許の所有権又はそれらから生じる権利の享有の範囲を変更する行為。

(5) 登録簿記入事項における事実誤認の訂正。

第2条

特許出願又は特許に関する事項，変更又は訂正は，それらの所有者若しくはそれらに法律上の利害関係を有する者の請求又は工業所有権について責任を有する機関の判断に基づいて登録簿に記入する。

第3条

登録簿は，手作業により又はコンピューター化された方法により維持する。登録簿への記入は，日付及び行われる作業の内容に基づき，番号順に行うものとする。

第4条

記入ファイルは，次に掲げるものから成る。

- (a) 記入請求書2通
- (b) 記入の裏付となる書類
- (c) 所定手数料の納付の証拠
- (d) 該当する場合は代理人の委任状

第5条

登録簿への記入は，すべて，工業所有権について責任を有する機関の公報において公表されなければならない。

第6条

産業大臣は，本令の施行を委任されるものとし，そのことはチュニジア共和国官報において公告される。